

津市の教育、学術及び文化の振
興に関する総合的な施策の大綱
(検討案)

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されました。本市では子どもたちの未来を考え、教育をより市民の方々に広く開かれたものにするため、改正法の施行日に、第1回津市総合教育会議を開催し、新しい教育委員会制度による取組をはじめました。

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に向けては、これまでの総合教育会議における議論はもとより、私自身や教育委員が、学校現場や保護者の皆様の声を直接お聞きしてまいりました。そして、本市の将来を担う子どもたちが、夢や希望を持ち続けながら、自ら未来を切り拓いていくために、主に学校現場が抱える今日的課題や将来にわたり克服すべき課題を念頭に、私たちが今、しなければならないことをしっかりと把握し、地に足の着いた大綱となるよう策定を進めてきました。

子どもたちの持っている能力を引き出し、伸ばし、サポートしていくことは、学校現場における揺るぎのない普遍的な使命です。この使命の実現に向けて、本大綱を踏まえ、これからの総合教育会議での議論を通じて、家庭、地域と一緒に歩み、取組を進めてまいります。

平成28年 月

津市長 前葉 泰幸

大綱の位置付け及び計画期間

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき定めるものです。

本大綱においては、市長と教育委員との協議・調整により、敢えて網羅的な構成にはせず、市民の関心が高い学校教育を中心として、学校現場や保護者の皆様の声を踏まえ、今取り組まなければならない優先事項について、その方向性等を次の3つの着眼点に絞ってお示しするものです。

- 1 教員が子どもたちと向き合う時間の確保
- 2 組織的・機動的な学校経営
- 3 まち全体で子どもたちを支援する教育環境の整備

教育全体に係る具体の施策推進については、教育委員会において教育振興ビジョンや学校教育推進計画等を踏まえ行うものとし、高等教育機関等の学術に関すること、芸術文化、市民文化については、市長部局において、これまで取り組んできた事業等とともに、総合計画等を踏まえ、的確に推進するものとします。

なお、本大綱の計画期間は、平成31年度までとします。

1 教員が子どもたちと向き合う時間の確保

子どもたちの総合的な学力を向上させるために教師が子どもたちと向き合う時間を確保します。

子どもたちが、変化が激しく、価値観が多様化するこれからの社会を生き抜くためには、他者との対話を通じて、思いや考えを積極的に言葉にしながら自分の考えをまとめ、多様な考えを取り入れることによって、一人ひとりが自分で答えを作り出すような総合的な学力が求められています。

また、学校現場を取り巻く環境が複雑化する中、教科指導や生徒指導を一体的に行っている教員に様々な課題が集中する傾向があり、子どもたちの授業等の教育指導に専念できる環境の整備が求められています。

このため、教員が、授業研究を積極的に行い、子どもをもっと理解することが必要であり、子どもたちと向き合う時間を積極的に確保することが重要となっています。教員が教員としてのさらなる誇りや情熱を持ち、子どもたちにとって学校が魅力的で楽しい学び舎にすることで、子どもたちの総合的な学力の向上を図ります。

① 人的支援の充実

津市臨時講師等の人的支援の充実をはじめとして、「津市版授業改善マニュアル」の活用により授業力の向上に努めるとともに、特別支援教育支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が教員としっかり連携を図ることができるよう研修の機会の積極的な確保など、様々な人材がその専門性に応じて学校を支える「チーム学校」を視野に入れた取組を進めます。

② 特別な支援が必要な子どもたちへの支援

特別な支援が必要な子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、特別支援教育の充実をはじめ、外国につながる子どもたちの教育の保障など、子どもたちの自立や社会参画に向けた主体的な取組への支援の充実を図ります。

③ 就学前教育と家庭教育の充実

就学前教育については、義務教育やその後の教育の基礎になるものとして、その充実を図ります。

また、学校現場の教員の声を反映させた「津市版家庭学習マニュアル」を作成し、子どもたちの家庭での学習意欲の向上に努めるとともに、公民館における家庭教育を支援する講座の充実を図ります。

④ 部活動

部活動については、子どもたちが自主的、自発的にスポーツや文化、科学等に親しむことで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資し、教育活動の一環として役割を果たしていますが、長時間にわたる活動や適切な休養がない場合、生徒や教員に及ぼす負担が懸念されます。

子どもたちのさらなるバランスの取れた生活や成長を促進するため、部活動における適正な休養のあり方をはじめ、地域の人々や社会教育関係団体等との連携を進め、運営全般に関わる工夫を行うなど、その見直しを図ります。

⑤ 小中一貫教育

平成29年度から市内全中学校区で実施予定の小中一貫教育については、9年間を一体と捉えた系統的、連続的な学習の実施や小学校から中学校への途切れのない支援のため、中学校区が一体となった教員の研修等の時間の確保が必要になってきます。

このため、進め方に工夫を加え、学校現場の多忙感を軽減するとともに、各中学校区の特色に応じた小中一貫カリキュラムを基に、子どもたち一人ひとりが学びを実感できる授業づくりをさらに推進し、子どもたちの総合的な学力の向上を図ります。

2 組織的・機動的な学校経営

子どもたちや保護者に信頼される学校をつくります。

社会の変化が激しく、価値観が多様化する中、学校を取り巻く課題も複雑化・困難化しており、学校経営において様々な対応力が求められています。

社会に開かれ、地域とともにある学校として、地域住民や保護者の方々が学校経営への理解を深め、積極的に参画いただくことで、地域、家庭、学校が役割を分担して、学校が抱える様々な課題に取り組んでいく必要があります。

このため、学校長がリーダーシップを発揮することにより、自ら示す学校の教育ビジョンの下で、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働し、組織的・機動的に教育活動に取り組むことができる学校経営を実践し、これまで以上に子どもたちや保護者から信頼される学校をつくります。

① 効率的・効果的な学校経営

教員が子どもたちと向き合う時間の確保に向けては、管理職員は教育委員会と共に、現況をしっかりと精査し、効率的・効果的な学校運営が可能となるよう努めなければなりません。

このため、市教育委員会が中心となり、校務の適正化と効率化に寄与する統合型校務支援システムの全校設置に向けた取組とともに、学校現場での柔軟な予算執行や学校徴収金事務に係る負担軽減の検討など、責任と権限のあり方も含め一体的な学校事務の改善に努めます。

② 安心して学べる学校

いじめアンケート調査を活用するなど、いじめの早期発見や不登校の防止に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、心理及び社会福祉の視点で働きかけを行うことで、子どもたちの課題を改善し、問題行動の未然防止をめざします。

また、人権教育については、市教育委員会の支援体制のもと、中学校区で地域、家庭、学校が連携して人権教育を推進する体制の構築に向けた取組を進めます。

③ 先進的な学校経営

コミュニティ・スクールについては、学校支援地域本部や新たな体制である「地域学校協働本部」を活用するなど、様々な地域人材等との連携・協働による地域の実情に応じた特色ある学校づくりを進めます。

県内初の義務教育学校として平成29年4月開校の市立みさとの丘学園については、地域の特性を生かし、開校の目的が達成できるよう、地域とともにある学校として、教職員、保護者、地域が一体となった取組を進めます。

④ 学校のさらなる防災力の向上

今後、発生が予想される最大クラスの地震等を想定し、各学校がこれまで以上

に地域の自主防災組織等や保護者と連携を図り、地域と一体となったさらなる防災力の向上に向けた取組を進めます。

また、地域から求められる学校の防災機能を踏まえ、継続的な教職員の防災研修等への参加を推進します。

3 まち全体で子どもたちを支援する教育環境の整備

子どもたちを中心に地域とともにある教育環境の整備を推進します。

コミュニティの変容や核家族化により、子どもたちが人と関わり、多様な環境から学ぶ機会が減少している一方、ワーク・ライフ・バランスの観点から、保護者が安心して子どもを育て、仕事等との両立を図ることのできる環境が求められており、まち全体で子どもたちを見守り育んでいく必要があります。

このため、全ての教育の礎となる教育環境について、地域コミュニティの核となる学校施設の整備、子どもたちの放課後等の居場所づくりや就学前教育の充実、新たな社会教育の展開など、公共施設等総合管理計画との整合の下、まち全体で子どもたちを支援する取組を進めます。

① 地域とともにある学校施設整備

学校施設は、子どもたちの学習活動等を支援する施設機能を基本とし、災害発生時の地域住民の避難施設機能や地域開放施設機能の維持向上に努めるとともに、安全・安心の観点から適切な修繕を進めます。また、大規模改造工事の際には、将来にわたる児童生徒数の趨勢を踏まえ余剰となる教室等を見極め、必要に応じ老朽化した放課後児童クラブ等の受入れを推進するなど、地域のコミュニティの核となる施設整備を進めます。

また、小中学校普通教室へのエアコンの整備やトイレの洋式化については、引き続き計画的に取組を進めます。

② 登下校時の子どもたちの安心安全

地域の方々による見守り隊の活動など、子どもたちを地域で見守り、育みながら、通学路の危険箇所の早期発見や登下校時の安心安全に向けて、地域や関係機関との連携した取組を進めます。

③ 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブは、本市で施設を整備し、民間でその運営を行う公設民営の運営形態を基本に、民間社会福祉法人等の協力を得ながら未設置校区の解消に向けた取組を進めるなど、子どもたちの安全・安心な放課後等の居場所の充実を図ります。

また、公設民営方式のクラブのうち、施設を賃借しているクラブや施設が狭隘化・老朽化しているクラブについては、公共施設等総合管理計画との整合の下、その改修整備に努めます。

④ 認定こども園の整備

保護者の就労形態の変化など多様なニーズに対応し、柔軟で多様な保育の提供と質の高い幼児教育の実現に向け、待機児童対策への取組として、認定こども園の整備に向けた取組を進めます。

その整備に向けては、保護者へのサービスの向上はもとより、現場と市長部局、教育委員会が一体となって責任の所在を明確にした円滑な運営に努めます。

⑤ 「新しい時代の津市公民館」の考え方をはじめとする社会教育環境の整備

公民館を今後も生涯学習・地域活動の拠点とすることを目的に、国からの要請による津市の公共施設整備の枠組みの中で、新たに集約する「新しい時代の津市公民館」の方向性の下、公民館施設の改修整備に向けた取組とともに、公民館における家庭教育を支援する講座の充実を図ります。

また、公民館に加え、後世に伝える文化財の保護に努め、子どもたちが歴史を体感できるような地域の環境を整えます。